

総合科学技術会議 科学技術システム改革専門調査会

研究開発型ベンチャープロジェクトチーム第7回会合 議事録(案)

- 1.日時： 平成15年3月11日(火) 10:00~12:00
- 2.場所： 中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室
- 3.出席者：

細田博之科学技術政策担当大臣

【委員】大山昌伸座長代理、阿部博之議員、大滝義博委員、大津山秀樹委員、清水啓助委員
田口義孝委員、伊達仁人委員、鳥谷浩志委員、西野壽一委員、平井昭光委員、前田昇委員、
村口和孝委員、森下竜一委員

【招聘者】TLO ひょうご 井上勝彦ディレクター

【事務局】大熊政策統括官、永松審議官、和田審議官、三浦参事官
- 4.議題：
 - ベンチャー創出・育成方策に関する支援方策
 - 起業家や各種の支援者をコーディネートする方策の課題
 - 報告書にむけての論点整理

5. 議事要旨

- ベンチャー創出・育成方策に関する支援方策

座長代理

第7回「研究開発型ベンチャープロジェクトチーム」会合を開催します。

本日は松田座長が所用のため欠席ですので、私が議事進行を務めます。

細田大臣に出席いただいておりますので、大臣から御挨拶を賜りたいと思います。

大臣

ベンチャー企業あるいはその支援の現場の第一線で活躍されている皆様におかれましては、御多忙の中、政策の問題を御検討いただくためにお集まりいただき、感謝にたえない次第です。

本日は、知的財産評価の専門家の立場からのベンチャー支援や、アメリカでの例をもとに起業家や各種の支援者をコーディネートする方策についてプレゼンテーションしていただけると伺っております。

我が国の大きな問題の一つは、ベンチャーがなかなか育たないことです。税制も少しずつ改善しますが、一挙にはいい税制ができない。一歩ずつ税制を改正して年末にも若干の改善ができ、新年度から適用となりました。こういったものができるだけ効果を発揮するように願っておりますが、やはり何よりも皆様方の経験を生かしていただき、また皆様方に続く方々が思い切ったことのできる環境づく

りをすることが大切だと思っております。

ある遺伝子についての本を読むと、ドーパミンのD4・レセプターという遺伝子が新奇好奇心を司ることが心理学あるいは遺伝子学会では取り上げられているようですが、日本人はそういった遺伝子の少ない人が多い。農耕民族で、人と違うことをやる人が淘汰されているのではないかという思いをしております。ヨーロッパからアメリカへ飛び出していったような人には、そういう遺伝子が多い人がたくさんいて、投資しよう、新しい事業もやろう、金鉱が見つかったのならカリフォルニアまで行こうという民族、そういう人が国家を挙げて多いのではないかという思う。日本人の中にも幸いそういう遺伝子を持った人も相当数いるようですし、先天的でなくて後天的な訓練によって能力が開発されることも研究により明らかになりつつあるようですから、皆様方にそういった面も刺激していただき、いい人を見つけて適切な政策に結びつけたいと思います。政策的に大事な、この問題についての皆様方の更なる御貢献お願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。

座長代理

ありがとうございました。 それでは、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

(資料確認)

座長代理

ありがとうございました。

本日の議題は3つある。1つはベンチャー創出・育成方策に関する支援方策について大津山委員から、2つ目は起業家や各種の支援者をコーディネートする方策の課題についてTLOひょうごのディレクターの井上様、そして伊達委員からプレゼンテーションをしていただき、それぞれの議題につき御審議をお願いしたいと思う。最後に事務局の方でこれまでの会議の意見を論点ごとに整理したので、それについて御検討をお願いしたいと思う。

まず初めに知的財産評価の専門家の立場から、ベンチャー支援につき、大津山委員から説明をお願いしたい。

○大津山専門委員

(資料1をもとに説明)

座長代理

どうもありがとうございました。

実体験に基づいてベンチャー、起業に至る諸課題を御指摘いただき、こういった課題克服に向けて具体的な対応策、方策を御提言いただいた。このプレゼンテーションを踏まえて御審議をお願いする。

大臣

最近の本で墨田区の金型プレスの子会社の社長の本がある。零細企業で7人ぐらいでやっている会社で、テルモという大医療・医薬用品企業から頼まれて、針先が60ミクロンの痛くない注射針を

開発した。そこで特許に関して言っていることは、実際はテルモに頼まれて自分が開発したからといって決して自分で特許を単独で取ってはいけない。過去ひどい目に幾らでも遭っている。特許を大企業は平気で侵してくる。大企業は、相手は資金力がないから裁判は長続きしないし、有能な弁護士も付けられないから、自分の方が勝つという考えになる。またいろいろな応用を付け加えると裁判も負けないということで、やりたい放題にやるだろうと述べている。それを防ぐためには、頼んできたテルモと共同特許にして共同所有にすると、外国の企業や日本の大企業も、この大企業が持っているなら少し危ないというので特許料を払ってくる。だから、自分の発明したものは全部、大企業と共有にすると書いてある。そういうことで自衛することができるのかと納得した。

しかし、さらに考えてみると、そういう知的財産権を専門家がみれば、金さえあれば勝てるぞというものたくさんある。富士通とIBMの訴訟でも何でもそうかもしれませんが、どちらが勝つかという見込みは別としても、そういうものは法律家にとっても大変な利益がある。また勝てるものもたくさんあるが、泣き寝入りしている。それなら、訴訟のお金を調達して、あるいは中小企業・零細企業を保護するという名目で国が制度的に運転資金をある程度出してもいいが、大企業に対しても徹底的に最高裁まで争わせる。そして大企業から金を取って、利益を折半するベンチャーを起こしたらいいのではないか。そういうのはアイデアにならないか。これは儲かりやすい商売ではないかと思うが、先生はどう思われるか。

そのようなことをやろうとしている企業は多くはないが、一方で、ベンチャー企業としては、もし権利交渉して何かやると、大企業とビジネスができなくなってしまう。だから、そこはアイデアで、特許を誰かが買ってくれないかと探す。技術は自分たちで押さえておくが、特許の権利行使を第三者がやってくれたら本当は10億円取れるという話は多々ある。ただ難しいのは、この領域では権利行使をするのが正当な範囲なのか、そうではないのかわからない部分もある。そのグレーな部分というか、ブラックな部分を生業としている方々も実はいるので、その辺りはすごく難しいと思う。実際には権利交渉するための資金をファンディングするという会社も出てきており、知的財産権に対する意識がより高まってきたら、ビジネスの中で規範的な一つとして権利行使は正当であるということが明確になってくれば、そういう可能性もかなりあると思う。

一方で、ビジネスをやっている人間からすると裁判は極力したくない。訴訟・紛争はお互い疲弊し、何も生まない可能性も出てくるから、知的財産権の意識を高めるのであれば、権利を持っている人に対して正当な対価を払って使うというマインドをベンチャーから大企業に至るまで持ってもらうことが重要と思う。

座長代理

知財権でベンチャー企業活性化の一つの阻害要因として大企業横暴論みたいなものが出ているが、代表して西野委員から何か御意見は。

先ほどの話に関連したことが2つある。1つは細田大臣がおっしゃられたことで、大きい会社と一緒に特許を出すことは非常にいい方法だと思う。ただし、その特許はほかの会社がほとんど使えなくなる。最初はいいが、結果的にその特許が市場で大きく伸び、大きなイノベーションにつながるというこ

とはなくなるのではないかという気がする。

大津山委員が言われたように研究開発型のベンチャーを評価するときは、持っているコンテンツが特許のどちらかでお金を付けることになるので、その両方について相当しっかりした権利の保護をしなければいけない。それについては一定のサポートをする仕掛けが要るのではないかと思う。私が実際にやっていたやり方を申し上げたが、大きな会社はそういうところをきちんとやるべきだと思う。

- 起業家や各種の支援者をコーディネートする方策の課題

座長代理

ありがとうございました。大津山委員のプレゼンテーションはこれまで各委員から御指摘いただいた論点に共通する部分もあり、これから御審議いただく議題にも関係するので、次のプレゼンテーションの後に総括的にまた御審議を頂きたいと思う。

続いて、起業家や各種の支援者をコーディネートする方策の課題につき、プレゼンテーションをお願いしたい。

- 井上ディレクター

TLOひょうごの井上です。TLOひょうごは3年前からTLO活動をしている。私はディレクターとして、その実務を担当している立場で、その実務の立場からベンチャー支援のあり方を考えてみたいと思う。

2年前に、特許庁の研修プログラムで海外のTLOの先進事例を3か月間という長期で研修するプログラムがあり、早稲田の加藤さんと私の2人がプログラムを受けた。私は民間最大のTLOであるRCTを選んで研修を受けた。その理由は、TLOひょうごは一大学内の学内TLOではなくて、兵庫県を主として、地域の大学を束ねる広域型のTLOであり、学外組織という立場になるからである。アメリカで学外TLOというのはこのRCTしか残っていません。これから知財本部もできるし、機関附属に変わっていくという、学外TLOにとっては激動の環境を迎える立場で、先進のアメリカで学外TLO、民間TLOがどういうビジネスモデルチェンジを行っているかに関心があり、研修してきた。そのいろいろな知見が日本での大学発ベンチャー支援策にすべてが有効とは思わないが、かなり共通した面を抱えているので報告したい。

(以後、資料2 - 1をもとに説明)

座長代理

ありがとうございました。

次に伊達委員からプレゼンテーションをお願いする。

- 伊達委員

(資料2 - 2をもとに説明)

座長代理

ありがとうございました。各先生方から大変重要な問題指摘があったと思う。

ただいまのプレゼンテーションを踏まえ、TLO企業にとって極めて重要なコーディネートにつき、御審議をお願いする。

井上氏と今の伊達委員ともRCTと対比して現在のTLOの問題点を論じるというベーシックなフレームワークがあると思う。私はRCTの人と会って話したことがあるが、彼らの感覚というか、ビジネススタンス、ビジネスモデルはTLOとかなり違うという気がする。彼らは営利企業ではなく、NPOですが、タックスペイニングであるから、真剣に利益追求するし、リスクを取っている。そのために最大限の努力をしている。そういう姿勢はTLOとかなり違うという気がするし、今の日本のTLOに、RCTからいいところを学ぼうと言っても、違い過ぎるのではないかというのが率直な感想である。

確かにいい点を学ぶところはたくさんあると思うが、そういうのは例えば日本で言うとリクルートや、民間の技術移転会社、企業もあるので、そういうところに十分学んでもらって、TLOはTLO独自の持っている制約や使命があるので、そういうものをにらみながらやっていかないと難しい。余り保護主義的に、政府がまるでRCTみたいなものをつくろうと手当をしていくと、結局TLOが育たないということもあるので、その辺のバランスが問題となる。どうやって助けたいか、あるいは育てくれるのをどうやって助けるかが重要である。鳥のひなが卵から出てくるときに、外から親がつつくのとは中から子どもがつつくのが同時でなければいけない。その協力があって初めて殻を破って出てくる。外からたたくのと中からたたくバランスが重要という気がする。

私も今の平井委員の御意見に賛成で、余り過保護にするとよくないと思う。ベンチャーサイドから言うとTLOは非常に過保護な存在で、補助金ももらっているのに「できない、できない」という話が多い。今度、大学に知的財産本部ができるので、今のTLOの機能は、むしろ大学の知的財産本部に移っていくのではないかと。大学の方からの感想で言うと、TLOは外部の人という意識が消えない。言い方はおかしいが、常勤でない方が多くて、やる気がない方が自分たちの種を取っていくのではないかと意識が拭い切れない。そこで自分たちの従来型の話の提携にいきやすく、いいものはむしろそちらへ出して、悪いものはTLOに渡すことになる。これはやはりうまくいかないだろうと思う。

知的財産本部はよくも悪くも大学の中にいる。外部の人が運用しないとうまくいかないのは間違いないので、大学の中に外部の人が入り込む形態がつけれる一つのチャンスだと思う。もう一点は、大学の中にあるので、大学の研究者から言うと、そこへ渡さざるを得ないというのがはっきりしてくると思う。そのときに今の知財本部が現状のTLOの発展型になっていくのではないかと。思う。

残されたTLOはどうなるのかという話であるが、RCTのような外部でのTLOにならざるを得ないと思う。TLO自身も今の業務を引き続きやるという方向はなくなってきて、結果的にやめるか、あるいは発展的に投資のようなインキュベーターに変わっていくと思う。むしろそういう変換を促すような形の方が実際には日本に欠けているインキュベーター的なものをつくり出すことにもなるし、うまくいけば大学の中の知財本部と外のインキュベーターのTLOがかみ合って、ある意味では一貫した仕組みができるのではないかと。思う。

日本ではよくも悪くも私立大学を除くと、大学の中にTLOがほとんどないのが実情だと思うので、この現状を利用して、むしろTLO自身を進化させる方向へ持っていく方がいいのではないかと。逆に補助

金を増やして生き延びるのを助けると、いずれ知財本部と2つ同じようなものができ上がってきて、どうするのかという話になってくる可能性が極めて高いと思う。その意味では、TLO自身のポジショニングをはっきりさせておかないと助けるにも助けられないし、TLOサイドもどこへ向かって生き延びるのが問題になってくると思う。

大臣

慶応大学はTLOも他の大学に先駆けてやっていただいて、また今度は知財本部をつくらうとしている。これからのあり方をどう整理するかは現場で悩みもあったように伺っていますが、今の話と関連して、どうお考えか。

たまたま昨日、大学としてどう組織を考えたらいいか、どうやって運営したらいいかということでハーバード大学、ベルリン大学とカルテックから人を呼び、どういうスタンスで取り組んでいるのかというシンポジウムを開いた。その三者の方がいみじくも言われたのは、TLOの技術移転とかIP(知的財産)の活動は何のためにやるかということ、研究者に対するサービスだということでした。大学の中の方といかに信頼関係を持って進めるかが一番の目的であるとのことでした。信頼がない限り、研究者から出てきたものは、なかなか外につないでいけないということである。

今の大臣からのお話に対しては実は慶応もいろいろ迷っている。今回の知的財産本部の構想は機関に帰属するというのが一つの前提として考えられている。慶応では、これについてはいろいろな考え方がある。そもそも研究者のものを機関に帰属させる必要があるのかが問題となっている。今のシステムはある部分は機関に帰属し、ある部分は自由となっている。実際、慶応の場合はほとんどが自由な部分を大学に譲渡する形で動いてきていて、非常にうまくワークしている。年間100件以上の出願も扱っており、国がそういう方向に切り換えたからといって大学の考え方をもう一度レビューする必要があるのかという議論も出ている。我々のいいところは知財の問題と技術移転の問題をワンセットで扱ってきたところであり、だからうまくいったのではないかなと思う。知財と、それをどう生かすかは、切っても切れないところであり、連続した作業で扱っていく必要があると思う。

RCTの議論であるが、私も古い前のモデルのときにRCTに行ったことがある。MITやスタンフォードもRCTを使っている。大学で売れないものも、RCTにその技術に強い人がいればうまくつながっていくことがある。MITからもスタンフォードからもハーバードからも仕事は来て、うまくビジネスにつながった場合、51%を大学にフィードバックする。学内でうまくさばけないものについて受けるシステムを構築し、いいパフォーマンスをかつて示してきたのではないかなと思う。それが日本にも必要であると思う。

慶応の中の話であるが、今まで研究成果をどう生かしていくか、それをビジネスにどうつなげていくかというファンクションが何もなかったと思う。今はTLOとか諸々の支援があって、やっとそういう人が一部入り出した。それがやっと信頼を受けて、定着しかけているというのが慶応の実態ではないかなと思う。正直言って、我々はベンチャーに対しても非常に迷っている。ベンチャーと一緒に考えてくれる方の人材は非常に薄い。我々はハンズオンでベンチャーをやってくれる方々と端から全部提携してこうと思っていて、うまい人と当たればいいビジネスが展開できるかもしれない。人によってビジネスの展開は全部違う。そうであるならば、ベンチャー・キャピタルの方がベンチャー・ビジネス・コンテストを持ち、学校の方はシードをもとに、キャピタルを相手にベンチャー・ビジネスプラン・コンテストみたい

なものをやって、一番いい相手と組んでディベロップしていきたいとも思っている。

共通して言えるのは、いろいろなベンチャー支援策を国がやって、社会のムードも高まってきている。昨日も本当にベンチャーというものを動かすクリティカル・マスというか、そういう臨界状況ができないとベンチャーはうまく動かないという強い指摘があった。今は正直言って、一部のプレーヤーは出てきて、一部はお金が入ってきているが、クリティカル・マスができている状況かということ、そうではなく、これはまだ時間がかかるのではないかと思う。いかに早く、そういう状況をつくるかが重要と思う。そのためには、どこかにお願いするよりも自分たちでそれぞれ動かなければいけないと感じている。前例にとらわれずにいろいろなことをやっていこうと思っている。

大学をベースにしてベンチャーが出てくるか出てこないかという議論のときには、TLOが当然その主役としての話になる。従来から理科系の学部の研究室と大企業との結び付きがあり、これは研究費という角度での結び付きと、もう一つは人材という点での結び付きがある。大学の現役と大企業の現役のサラリーマンとOBの方々、研究室を担っている教授の先生という一連の人的・研究費の流れ、就職からOBまでの流れがあり、そのネットワークの居心地がよい。一方、大学に新しくTLOができてきて、大企業ベースで物事を処理するよりはベンチャー的に処理しようという流れにはなってきていると思うが、TLOの方を整備するばかりではなく、従来型の人や金、あるいは大企業の終身雇用人事制度が崩れてきている中での既存の大学のいろいろなオフラインの研究会、あるいは何とか会というのが年中行事のようにあらゆる大学で開かれており、そういう会に対する啓蒙活動が必要ではないかと思う。大学の何とか会みたいなものの中にTLOを啓蒙していき、大企業に依存しない、大学経営ではない、大学を関係してできている日本の古くて深い人脈の中に、政府あるいはTLOもメッセージを積極的に発信していくことで、とりわけ大企業にある大学OBのオピニオンみたいなものをベンチャーの方に誘導するという方向性もあると思う。

TLOと直接関係しないが、あそこら辺が居心地のいいコミュニティになっていると私には思われるので、そこら辺に対してTLO方面のコミュニティに誘致するような大学内のコミュニティの組み替えの観点があると思い発言した。

大学のフリーコミュニティとのつながりも一つであるが、TLOの囲い込みという問題もある。大阪で今、バイオビジネス・コンペ・ジャパンというシーズを発掘する仕組みをやっているが、そこで起こっていることは、TLOはシーズを会員に提供しなければいけないので、そういうコンペに出せない。要するにTLOが5万円なりの会費をもらっているところを優先し、ベンチャーをつくらなければいけない、あるいは移転しなければいけないという動きよりも、自分たちの生き残りに必死になっている状況があると思う。TLOが持つシーズは増えているはずなのに、実際は市場に出てこず、むしろベストなアライアンスができていないという構図ができてきているのではないかと思う。

もう一点は、ある意味では大学サイドからの古い方のコミュニティからの反撃かもしれないが、同窓会的なものをTLOにしていこうという動きがある。ある国立大学のケースですが、そういう同窓会組織がTLOの代わりの機能を果たし、外の大企業の方が研究者と直接会う場合も仲介料を取ろうとしている。今までみたいに自由に会いに行くのはダメで、会う場合は必ずこの同窓会組織を通ってお金を払わないといけないという決まりをつくらうと動いているものもある。

本来はTLOができて大学の外と中とのつながりをうまくやって、産業を育成するのが趣旨だったと思うが、その趣旨に沿わないどころか、組織そのものがどうやって生き残るかということで奔走し、肥大してきている。TLOそのものの機能を拡充する、あるいは先ほどのような市場のアライアンスの部分で拡充するのもどちらでもいいと思うが、この辺を解決しないと結果的に囲い込み運動のような形になってくる。目先の会員企業の利益、5万円とか10万円の会費だけを優先するような仕組みでは意味がないと思う。

だからTLO自体を評価して、そこにインセンティブを与えるような仕組みも同時につくっていかないと、今までの大学の事務の延長線上みたいなものができるだけになってしまわないかと思う。実際に私も現場で聞いているのは、そういったケースが増えて、研究者サイドからはTLOがあることにより何がよくなるのかわからず、TLOにシーズをだすことによる利点がはっきり見えてこないというのがあると思う。先ほどのRCTのケースだとシーズを提示することで最初に1,000ドルもらえる。確かに10万円は安い金額あるが、研究者の方から言うと直接目に入ってくるものとしてインセンティブがあるので、最初にかなり出していった経緯がおそらくあるのではないかと思う。そのような、もう少しわかりやすいインセンティブを研究者サイドにも与え、TLOサイドもいいライセンスをすると何かいいことがあるという評価主義をはっきりさせないと、結果的に何となく生き延びていて、かえって時間とともに邪魔になってくることになりかねない。その辺をどちらも考えた議論が要るのではないかと思う。

今は大学発ベンチャー及びTLOの話題が中心であるが、視点をスピン・オフの方に持っていきたい。大津山委員も言われますように、IPRをサポートする人たちが限られて少ない。ところが、実際にスピン・オフのベンチャーの方が成功している。大学発のベンチャーは非常に大事だが、時間がかかると思う。大学の先生方は商売がそんなにうまくないから、それほど多くの成功企業が出てくるとは限らないと思い、私は大企業発のベンチャーの方が多くの成功例が出てくるのではないかと考えている。スピン・オフベンチャーを見ると、成功している企業ではIPRのところで外部のサポートを頼るよりは、IPRを担当する人もスピン・オフの人を大企業からとってきている。要するにIPRをサポートしていく人は人材が限られていて少ない。大企業には多くいるわけですから、IPR担当者の大企業からのスピン・オフも真剣に考えていく必要があるのではないかと考えている。例えばある知り合いのベンチャーには、アメリカの弁護士で、かつ日本の弁理士を持っている大企業からのスピン・オフの人を雇っている。IPRに成功した多くのハイテクベンチャーの人に聞くと、IPRこそがすべてであると言います。IPRは他人に頼ってられないので、最初の立ち上げメンバー5人、10人の中にそういう人を入れているという話がある。そういうことも覚えておいていただきたい。

基本的に私も全く同感である。この間の議論を聞いて少し違和感があったのだが、主役はベンチャーであるべきで、支援ということが飛び交っていたが、支援に頼るようなベンチャーは多分うまくいかないだろうと思う。我々自身もIPに関して特許を実際に企業で書いていたメンバーが何人かいて、専門ではないが、一応経験があるということでやってきたし、外部に弁理士でコンサルタント的な人を置いて我々自身でIPはコントロールしていく形をとってきた。

TLOに関してはよくわからないが、技術開発型のベンチャーを考えたときに、大学がつくった技術であれ、そういう技術に惚れ込んだ人材がベンチャーをつくってないとうまくいかないと思う。RCTはどう

やっているかよくわからないが、技術にきちんと惚れ込んでいる人がいないと、競争すると必ず別の技術も出てくるし、自社技術にある程度のこだわりがなければどんどん失敗していくと思う。TLOにおいても、そういう技術に惚れ込んだ人材で知財、IPをきちんとビジネス化していくことが重要である。

結局こういう問題はリスクを誰がとるかという問題だと思う。つまり、大企業はこのリスクは取れないというのが結構あると思う。大学や研究者もリスクを取れない、TLOもリスクを取れないというケースで、結局リスクを取るのがベンチャーである。それはベンチャーの基本だと思うし、ベンチャーはリスクテイクである。そういう役割をきちんと認識して、もしTLOについて議論するのであれば、TLOはどうやってリスクテイクになるのか、あるいはコミュニケーションをどう取るのかと考えるべきだと思う。私個人の意見では、基本的にロイヤリティーでは厳しいから、TLOあるいは大学が将来ベンチャーのエクイティをとり、ベンチャーに対してどんどん関与していくのが、収益構造の改善という意味でいいのではないかと思う。施策としては、そういうリスクテイクにどうやってリスクマインドを適切な形で供給するのか、どうやってリスクをとれる人材を増やしていくのか、そういう人材をどうやったらそこに持っていけるのか、そういう本当のベンチャーの持っているリスクテイクという趣旨に沿った形で政策をやっていくべきだと思う。

同時にベンチャーは自分で主体的にリスクを取っていかなければいけないので、周りから「これやるからリスクを取って」と言っても、それは絶対に失敗するであろうから、主体的に取っていけるような方向性が重要かと思う。

座長代理

最近、多くの先生方から日本の育てる技術の弱体化という指摘をいただいている、いろいろな問題点が提起されている。例えば大学と産業界の距離が広がり、それによって、各先生方から御指摘いただいた問題も起きている。まさにリスクをどこが背負うかは非常に不鮮明になっており、そういったところも育てる技術の弱体化に原因があるのではないかと思う。各委員の方々から御指摘いただいた提言を今後のベンチャー活性化のための政策提言の中に生かしたいと思う。御指摘ありがとうございました。

次に研究開発型ベンチャープロジェクトチームの報告書に向けて、主要な課題につき御検討をお願いしたい。本プロジェクトチームは昨年9月発足以来、論点ごとに皆様にプレゼンテーションしていただき、議論を進めてきた。事務局の方で皆様の意見等を資料3としてまとめている。事務局より資料の説明をお願いしたい。

● 報告書に向けての論点整理

事務局

(資料3に沿って説明)

座長代理

報告書に向けての御意見をどうぞ。

細かい話ではないですが、今まで話をされている中で非常に気になったのが、あるべき論、ベンチャーはこうあるべき、大学はこうあるべきだろうという議論が非常に多く、私自身が感じているのはタクティクスが必要なのではないかということである。戦術として、それがあるべき論から多少離れているかもしれないし、反故に見えるかもしれない。ただ、それがインセンティブとしてどう働くのか。そのインセンティブがベースをなして、どうステップアップできるのかという戦術を突き詰めていく必要があると思う。RCT自体が完璧なモデルとも思っていないが、インセンティブをどういうふうにつくるのかという点でいいサンプルだと思い、RCTを例にとりあげた。今後、戦術という観点で話ができればいいのかと思う。

座長代理

大変重要な御指摘だと思う。

今の戦術ですが、出資制度について。これは以前から気になってるのだが、従前は厚生労働省もほかの省庁も、出資事業というのが結構あった。今は補助金にほとんど全部切り替わっている。補助金適正化法との関係で、今は補助金に切り替わっていることから、割とリスクを取れるような出資事業がしにくいのではないかという気が若干する。もしこういった出資制度や補助金制度を生かしていくのであれば、適正化法との関係を整理する必要があるであろう。

同じく出資制度について、「民間からの出資を活性化し」という表現は従来よく使われてきた表現ではあると思うが、民間と言っても、個人もいれば、民間企業もあれば、金融機関もあれば、年金もあればと、いろいろな形がある。「民間からの出資を活性化し」という雑駁な表現では政策を誘導するには弱い報告書になると思うので、ここら辺の表現を具体化し、併記するか何かにした方がよろしいと思う。

大企業との連携について、ベンチャーがスタートアップからデスバレーを超えて発展し、技術が確定して商品ができ、事業を定義して組織化して株式を公開していくという順番の中で、事業化というところでパートナーリングの作業が重要になってくる。スタートから大企業と提携してしまうと、先ほど議論にあったような取り込みが行われるわけで、最初は大企業と提携せずビジネスステージに入って大企業と提携していくという順番がベンチャーの健全な発展にとって極めて重要である。そういう観点からも、ある一定の事業化に到達したベンチャーと大企業とのパートナーリングの促進は、ある一定のところまで来た企業にとっては極めて重要であり、また大企業にとってもプラスになる話だと思うので、ここら辺の強調はそういう認識を踏まえた上で必要になってくると思う。

大学の積極的な取り組みですについてであるが、大学サイドでの特許あるいはベンチャーとしての社会的貢献に関する評価体制の構築は入れていただきたいと思う。こういう委員会に出ても公務ではなく、この間はいわゆる休んで来ているという形になっている。社会貢献というのは公務ではないと

なっているようなので、その辺はやはり厳然として大学の本務の一環というのをはっきりさせた方がいいのではないかと思います。

資金的支援の中の融資制度についてであるが、信用保証の在り方のところはもう少し具体的に要求の形にしたらと思う。というのは、資本金で調達したとしても、ほとんどの企業は運転資金がない。とにかく何かの格好で信用保証制度の拡大を図らないといけない。特に短期の運転資金の問題を挙げるといいと思う。

税制改正の問題であるが、エンジェル税制について平成 15 年度の税制改正だけでおしまいという印象を与えるのはいけない。当初の欧米並みの優遇措置ということから全額控除の徹底を更に織り込んでおいた方がよいと思う。

企業教育問題であるが、これは小中高の社会科の文部科学省の基本的なカリキュラムの中で株式会社制度に関する教育カリキュラムが欠落しているので、そこは明確にして欲しい。単なるイベント的な起業教育を、追加的にゆとりの教育の土曜日にやろうとかではなく、社会科のカリキュラムそのものの中に国家政策として起業教育、もっとベーシックな株式会社制度の教育をしっかりとっていくという方向性は入れておかないといけないのではないかと思います。

ベンチャーの創出というよりは、育成というか、既に IPO しているスピン・オフのベンチャーが何十とあるが、こういうものを更にどう育成するか。そこにおいてナショナル・イノベーション・システムなのか、国のイノベーションを起こしていくシステムの中に、既に大きくなってきたベンチャーを取り込んでいくという視点も少しは議論したと思うが、是非入れていただきたいと思う。

座長代理

ありがとうございます。

本日の皆様の御意見を踏まえて事務局で更に検討を加え、課題を整理して、次回の会議で更に議論を深めていただきたいと思います。

(会議資料について、公開、非公開の確認)

(第5回、第6回会合議事録の確認)

最後に大臣から御挨拶をお願いします。

大臣

特にベンチャー税制改正は随分苦労した。今回の拡充で財務省が結局何を言ったかということ、このエンジェル税制はどういうわけか、株式投資とか、そういうものとのリンクで証券の担当となっており、証券の専門家の範疇になっている。そうすると、結局は利益の通算、損失の通算などを考えるときには必ず株式投資等で利益がある人が大半であろうというフィクションのもとに、したがって株式投資の中で損得を通算すればいいのだということを言ったわけである。

ところが、株価が 8,000 円前後までなって大変なことになっている実態から言うと、証券担当の主税

局の担当者がそういうふう主張することが現実合っているのかどうかという問題があると思うので、ベンチャー税制について基本的にまた再構築しなければいけない。そこを打ち破らなければいけないと思うので、どういう実態にあるのかという情報を集め、調査していかなければならないと思う。

30 年以上の長年かかって研究開発促進税制は、拡大経済のもとで増加試験研究費だけの何%かを税額控除するという制度が続いたが、増加などはとんでもないという現状認識にようやく至って根っこから研究開発投資の何割等、いろいろな計算式があるのですが、10～12%を税額控除することになり、トヨタなどはこの税制によって500 億円儲かると言われている。そのほかの電機会社でも、儲かっているところは70～80 億円の税制上の恩典を受けると言われている。利益の上がっている企業しか恩典がないが、抜本的な考え方の変化によって改正が実施された。ベンチャーの場合も、まだそういう抜本的な改善の余地があると思うが、そのためにはいろいろ武器を用意しなければいけない。武器は何かというと、実態がどうかということとリンクしてくると思うので、まさに皆様方の得意な分野であり、知恵を賜れればと思っている。また個別に伺って、来年の税制改正に向けて何が不十分で、何が必要かということ伺いたい。もちろん儲かっていないところが多いから、この税制は大して意味がないということもあり得るかもしれないが、今は潮時であるので、制度自体をよくしておく、いずれ花が開き、実が結ぶのではないかと思う。

座長代理

貴重なコメントをありがとうございました。

以上をもち本日の会議は終了いたします。

(次回開催日の確認)

本日はお忙しいところ御出席、ありがとうございました。

以上